

特定再開発建築物等の割増償却の償却限度額の
計算に関する付表（措法47の2①、68の35①、
旧措法47②、47の2①、68の35①）

		事業年度 又は連結 事業年度	法人名	()
特定再開発建築物等の区分	1	47条の2第3項()号 68条の35第3項()号 平()旧47条の2第3項()号 平()旧68条の35第3項()号 平()旧47条第3項()号	47条の2第3項()号 68条の35第3項()号 平()旧47条の2第3項()号 平()旧68条の35第3項()号 平()旧47条第3項()号	47条の2第3項()号 68条の35第3項()号 平()旧47条の2第3項()号 平()旧68条の35第3項()号 平()旧47条第3項()号
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定再開発建築物等の種類等	2	()	()	()
特定再開発建築物等の名称	3			
同 上 の 所 在 地	4			
取 得 等 年 月 日	5	平 . .	平 . .	平 . .
新 築 し て 、 最 初 に 事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額	7	円	円	円
同上のうち対象となる 部分の取得価額	8			
同上に係る普通償却限度額	9			
割 増 償 却 率	10	$\frac{9、10、12、14又は50}{100}$	$\frac{9、10、12、14又は50}{100}$	$\frac{9、10、12、14又は50}{100}$
割 増 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
事業の施行される土地 の区域の面積等	13	m ²	m ²	m ²
公 共 施 設 面 積 割 合	14	%	%	%
所有権又は借地権の共有者の数	15	()	()	()
居住者等の利便増進施設 の整備費用の額	16	円	円	円
国土交通大臣の証明年月日	17	平 . .	平 . .	平 . .
建 築 物 の 床 面 積 等	18	m ²	m ²	m ²
増改築に係る部分の床面積	19	m ²	m ²	m ²
適合昇降機の設置状況	20			
雨 水 貯 留 容 量 等	21	(特定都市河川流域・その他) m ³	(特定都市河川流域・その他) m ³	(特定都市河川流域・その他) m ³
駐 車 場 面 積 割 合	22	%	%	%
特殊の駐車装置の方式	23			
その他その資産が特定再開発建築物 等に該当する旨の事項	24			

特別償却の付表(三十二) 平十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（三十一）の記載の仕方

- 1 この付表（三十一）は、次の(1)から(6)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定再開発建築物等の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 租税特別措置法第47条の2又は第68条の35《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (2) 平成16年改正前の租税特別措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (3) 平成15年改正前の租税特別措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (4) 平成14年改正前の租税特別措置法第47条の2第1項《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (5) 平成13年改正前の租税特別措置法第47条第2項又は第3項第1号、第3号若しくは第6号《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (6) 平成11年改正前の租税特別措置法第47条第3項《特定再開発建築物等の割増償却》
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 3 「特定再開発建築物等の区分1」は、その資産が1の(1)から(6)までの各号のいずれに該当するものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平()」内に該当年数を記載してください。なお、「()号」内には、それぞれの該当号を記載してください（平成15年改正前の租税特別措置法第68条の35第3項に定める資産については、同項に係る第47条の2第3項の該当号を記載してください。）。
- 4 「特定再開発建築物等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、特定再開発建築物等の種類、構造、細目等を記載します。また、特定再開発建築物等が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「取得価額7」には、その特定再開発建築物等を含む建物若しくは建物附属設備の全体の取得価額又は対象となる機械及び装置の取得価額を記載します。
- 6 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、その建物又は建物附属設備のうち、特定再開発建築物等に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 7 「同上に係る普通償却限度額9」には、特定再開発建築物等に該当する部分の取得価額に係る普通償却限度額を記載します。
- 8 「割増償却率10」の分子は、1の(1)から(6)までの規定の適用を受ける特定再開発建築物等の取得等の時期等に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 平成14年4月1日以後に取得等をしたもの（(2)及び(3)の建築物を除きます。）…「10」
 - (2) 平成15年4月1日以後に取得等をした都市再生事業整備建築物のうち一定のもの…「50」
 - (3) 平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に取得等をした遮音上有効な機能を有する建築物のうち一定のもの…「9」
 - (4) 平成10年4月1日から平成14年3月31日までの間に取得等をしたもの（(3)及び(5)の建築物を除きます。）…「12」
 - (5) 平成10年4月1日から平成13年3月31日までの間に取得等をした高齢者等円滑利用建築物…「14」
- 9 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定再開発建築物等につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に

代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

- 10 「適用要件等」の(13)欄から(24)欄までの各欄は、1の(1)から(6)までの規定に掲げる特定再開発建築物等の区分に応じ、該当欄に次により記載します。
 - (1) 「事業の施行される土地の区域の面積等13」には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の5第2項第1号に規定する再開発事業区域（以下「再開発事業区域」といいます。）の面積又は同条第4項第1号に規定する事業区域（以下「事業区域」といいます。）内の建築物の地上階数若しくは延べ面積を記載します。
 - (2) 「公共施設面積割合14」には、再開発事業区域内又は事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該再開発事業区域又は当該事業区域の面積に占める割合を記載します。
 - (3) 「所有権又は借地権の共有者の数15」には、再開発事業区域内の土地につき所有権を有する者又は借地権を有する者の数を上段()内に記載し、その建築物の建築の後に於ける当該再開発事業区域内の土地に係る所有権又は借地権の共有者の数を下段に記載します。
 - (4) 「居住者等の利便増進施設の整備費用の額16」には、措置法令第29条の5第4項第3号に掲げる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額を記載します。
 - (5) 「国土交通大臣の証明年月日17」には、租税特別措置法施行規則第20条の21第3項若しくは第4項又は平成15年改正前の租税特別措置法施行規則第20条の21第3項に規定する証明書の証明年月日を記載します。
 - (6) 「建築物の床面積等18」には、駐車場の用に供する部分の床面積、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物若しくは特定建築物の床面積又は沿道地区計画区域内に建設される遮音上有効な機能を有する一定の建築物の建築面積を記載します。
 - (7) 「増改築に係る部分の床面積19」には、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第7条に規定する計画が増改築に係る計画である場合に、その増改築に係る計画に記載されたその増改築に係る部分の床面積を記載します。
 - (8) 「適合昇降機の設置状況20」には、措置法令第29条の5第6項第2号の要件を満たす昇降機の設置状況を記載します。
 - (9) 「雨水貯留容量等21」には、平成16年5月15日以後に取得等をする雨水貯留浸透施設の所在地が特定都市河川流域に該当する場合は「特定都市河川流域」を、その他の区域である場合は「その他」を○で囲むとともに、措置法令第29条の5第9項に規定する容量を記載します。
 - (10) 「駐車場面積割合22」には、駐車場が設置される建築物の床面積のうち占めるその駐車場の用に供する部分の床面積の割合を記載します。
 - (11) 「特殊の駐車装置の方式23」には、駐車場に設けられた駐車装置の方式を、例えば「垂直循環方式」、「エレベータ方式」等のように記載します。
- 10 「その他その資産が特定再開発建築物等に該当する旨の事項24」には、その資産が平成15年改正前の租税特別措置法施行令第29条の5第6項第1号、第2号又は第4号に掲げる要件を満たすものであること、平成16年5月15日以後に取得等をする雨水貯留浸透施設が雨水浸透阻害行為に係る対策工事によるものでないこと、その他特定再開発建築物等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。